

# 地域福祉権利擁護事業

## 地域で安心して暮らすためのお手伝い



こんなことでお困りではないですか？

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの方法がわからない。
- 公共料金の支払いを忘れてしまう。
- 通帳や年金証書、保険証書など、重要な書類の保管が心配。

### どのような人が利用できるの？

在宅で生活されている方で、物忘れなどの認知症の症状や、知的障がい、精神障がいなどにより、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方です。

### どのようなサポートがあるの？

- 福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談、利用料の支払い
- 電気、ガスなどの公共料金や家賃、保険料の支払い
- 日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ
- 年金証書や保険証書などの大切な書類の管理 など

(福祉サービス利用手続きや金銭管理などの支援サービスは有料となります)

### 現場の声 インタビュー その①

生活支援員さんに同行して、事業を利用されているAさんにお話を伺いました！

Q 生活支援員さんにはどんなことをお願いしているのですか？

A 銀行から生活費の引き出しや、都営住宅の家賃の支払いに必要な手続きなどをお願いしています。



生活支援員さんと書類を確認します

Q この事業を利用して良かったことはどんなことですか？

A お金の管理に関して不安があるのと、病気のために思うように身体を動かすことが難しいので、支援員さんに代わりにやっていただけてとても助かっています。



手続きが必要な郵便物があるかを確認します

Q 生活支援員さんに伝えたいことはありますか？

A 身内のように体調を気にかけてくれたり、ちょっとしたお願いも親身になって聞いてくれるので、とてもありがたく思っています。人は一人では生きていけないので、信頼のおける支援員さんとの繋がりをこれからも大切にしていきたいと思っています。



次回の訪問の日程をカレンダーに書きます

### 生活支援員とは？

利用者のお宅へ定期的に訪問し、専門員が立てた支援計画に基づいて、福祉サービスの利用援助や公共料金の支払い、書類の管理などのお手伝いを行う地域の方です。

### ぽんたくんメモ

Aさんが、安心して支援員さんにサポートをお願いしている様子がよくわかったポン！ お互いの信頼関係がとても大切なんだね！



### ～生活支援員さんに同行しました～

- 12:30 社協事務所にて、専門員と支援内容について打合せ
- 13:00 利用者宅訪問
  - 体調や困りごとを伺う
  - 生活費の状況や手続きが必要な郵便物について確認



- 14:00 利用者宅から銀行へ
  - 生活費の引き出しや公共料金の支払いのお手伝いを行う
- 14:30 利用者宅へ戻る
  - 今日の支援内容を利用者と一緒に確認



- 15:00 社協事務所に戻り、記録作成
  - 専門員へ支援の報告を行い、活動終了

### 現場の声 インタビュー その③

専門員の北原さんにお話を伺いました！

#### KEY WORD

#### 専門員とは？

利用者の困りごとや悩みごとについて相談を受け、ご本人の希望を聞いて支援計画を作成します。契約後も、定期的にご自宅等を訪問し、状況や希望の確認をします。



Q 支援をするなかで心がけていることは何ですか？

A 自分の価値観を押し付けないことです。まずはご本人の意思を確認し、その方が大切にしていることは何かを常に考えています。この事業の利用をきっかけに、様々な福祉サービスを利用できるようになり、安定した生活へ繋がったという方も多くいらっしゃいます。

Q 地域の皆さんへメッセージ！

A この事業では、生活の様々な困りごとをご本人の希望に合わせて支援しています。ご自身やご家族だけでなく、支援にあたる関係者の方も、心配ごとがありましたらお早めにご相談ください！

### 現場の声 インタビュー その②

生活支援員さんにお話を伺いました！

Q 生活支援員の活動を始めたきっかけは何ですか？

A 様々な不安や疑問を抱えている方のために、少しでも力になればと思い、以前住んでいた地域で市民後見人の研修に参加したことがきっかけです。市民後見人としての受任を待ちながら、まずは生活支援員として活動を始めることにしました。



Q やりがいや、良かったと感じるのはどんな時ですか？

A 支援中のわずかな時間ですが、利用者の方との会話のなかで学ぶことも多く、とても良い刺激をもらっています。お互いに対等な立場だということを意識していますが、「ありがとう」という言葉がとても嬉しく、励みになります。

Q 活動をするうえで心がけていることは何ですか？

A 通帳を預かる支援などもあるので、常に緊張感を持って丁寧に対応するように気を付けています。また、一人ひとりに合わせた声かけやコミュニケーションも大切にしています。限られた時間の中で、できるだけゆっくり話をする時間を取れるように心がけています。

### 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度

地域福祉権利擁護事業をご利用いただいている間に、認知症や障がい重くなり、頻りに消費者被害に遭うようになった場合や、福祉施設などへの入所が必要になった場合など、必要に応じて成年後見制度への移行を提案させていただきます。成年後見人は、悪質業者との契約の取り消し、施設の入所契約などを本人に代わって行うことができます。専門員が制度利用の必要性を感じた時、成年後見の専門相談員につなぎ、説明や手続きなどの支援を行っていきます。成年後見制度については、社協ホームページをご覧ください。

### 私たちがサポートします！



ご相談はお気軽にどうぞ！

【問合せ】 権利擁護係 電話:042-394-7767 (直通) 月曜～金曜 午前9時～午後5時